

グローバルキッズ 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園の内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 東進
所 在 地	松戸市高塚新田 450-11
電 話 番 号	047-312-8228
代 表 者 氏 名	理事長 寺田 聡

2 利用施設

施 設 の 名 称	グローバルキッズ	
施 設 の 所 在 地	松戸市高塚新田 450-11	
連 絡 先	電話番号 047-312-8228 FAX 047312-8229	
管 理 者	園長 藏 淳子	
利 用 定 員	3歳以上の児童	68人
	1歳以上3歳未満の児童	36人
	0歳の児童	6人

3 施設の目的・運営方針

グローバルキッズ（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

（1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。

（2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

（3）「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

主な設備

設備	部屋数	備考
乳幼児	1室	
ほふく室	1室	
保育室	4室	ひよこ組（2歳児クラス）、うさぎ組（3歳児クラス）、くま組（4歳児クラス）、ぞう組（5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
職員室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	14	10	4	
栄養士	3	3	0	

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第85号）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、行事のある土曜日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から17時までの範囲内で8時間、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は17時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（3）慣らし保育期間

入園当初は個人差がありますが、2週間を目安に1時間から徐々に延ばして慣らし保育を行いません。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

（2）保育理念

自分も友だちも大切に認め合い、未来を切り拓く生きる力を育てる。

（3）10の教育目標

- ① みんなと仲良くできる子
- ② 約束の守れる子
- ③ 本を進んで読む子
- ④ 進んで働く子
- ⑤ 運動の好きな子
- ⑥ 自分で考えて行動できる子
- ⑦ 豊かな心と品格を持っている子
- ⑧ 確かな知識を持っている子
- ⑨ 何事にも一生懸命になれる子
- ⑩ 挨拶のできる子

（4）食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長補食
0歳児	9時30分	11時00分	15時00分	18時35分
1歳児	9時00分	11時00分	15時00分	
2歳児	9時00分	11時30分	15時00分	
3歳児		11時30分	14時45分	
4歳児		11時30分	14時45分	
5歳児		11時30分	14時45分	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※衛生管理上、取り置きは出来ませんのでご了承ください。

※食物アレルギー等がある方は、医師が記入した診断書を一年に一回ご提出いただきます。
それに基づきアレルゲンとされる食物を除く等の対応をさせていただきます。対応に無理がある場合には、お弁当を持ってきていただくこともあります。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、LINE キャッシュレス決済システムを利用して毎月 10 日までにお納めください。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	秋山ハートクリニック
医院長名	金 戴英
所在地	松戸市秋山 68-1
電話番号	047-330-9911

(2) 歯科

医療機関の名称	北原歯科医院新松戸診療室
医院長名	緒方 宏也
所在地	松戸市新松戸 1-356
電話番号	047-343-5001

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、緊急な処置を要する場合は下記の病院に搬送いたします。

医療機関の名称	一条会病院
所在地	市川市北国分 4-26-1
電話番号	047-372-5111

1 3 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書及び保育園のしおりP15 により対応いたします。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 4 利用者に対しての保険の種類

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容	賠償責任保険・園児団体傷害保険

1 5 虐待防止のための措置

- ① 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- ② 職員による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、松戸市保育課・児童相談所等の適切な機関に通報します。

1 6 当園におけるその他の留意事項

- ① 送迎時駐停車について、近隣の方々の迷惑にならないようご配慮をお願い致します。駐車場での事故、破損、盗難、紛失等については、園では一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ② 同世代の子どもたちと遊ぶ集団生活の中では、園でも十分に注意しておりますが、「かみつき」や「けんか」等のトラブルによる怪我をすることもあります。状況を見ながら、双方の保護者の方にお伝え致します。
- ③ 感染症に罹患した場合、施設内での集団感染を防ぐため、感染しやすい期間は登園を控えていただきますようお願い致します。また、病名によっては医師の診断に基づく登園許可証明書の提出をお願い致します。